

## 西ドイツの森林政策について

### 一私有林の概況と森林組合の性格一

九州大学農学部 村瀬房之助

#### 1. まえがき

西ドイツの森林組合は沿革も古く、複雑な体系を有しているが、1975年の連邦森林法の制定を契機として近代的組織へと発展しつつある。本論は、西ドイツ森林組合の実態、性格を明らかにし、わが国の森林組合の在り方と比較することを目的とする。そこで、まず関連の深い西ドイツ私有林の概況にふれ、つづいて森林組合について述べる。

#### 2. 私有林の概況

西ドイツの全林地面積は、1971年現在約700万haである。私有林面積は、表-1にみられるとおり、約276万haで全体の約39%を占めている。経営体数は合計529,432、所有規模10ha以下が486,578、10haから500haまでが42,502、500ha以上が352となっている。州別にみると、Bayernの私有林面積約115万ha、経営体数247,158が最大で、ついでNordrhein-Westfalenが約43万ha、61,250となっている。

さらに、1961年の資料でもう少し詳しく私有林の内容を分析すると、全林地面積は693万ha、そのうち私有林が2,811,000haとなっている。所有規模別には、1,000ha以上の大私有林面積400,000ha、経営体数170、100haから1,000haまでの中私有林面積450,000ha、経営体数1,712、100ha以下の小私有林面積1,949,000ha、経営体数468,800である。100ha以下の小私有林面積が全私有林面積の過半の69.3%を占めている<sup>1)</sup>。

#### 3. 森林組合の種類

古い沿革をもつ西ドイツの森林組合は、州によって名称が異なり、また同じ名称でも内容に違いがあり、複雑な実態を有している。しかし、歴史的な発展過程から表-2のように、1850年以前に成立した、①旧型組合と、それ以降に設立された、②近代型私法人形態組合、③近代型公法人形態組合、に類別されている。旧型組合は、わが国の未整備の入会集団に当たり、近代型私法人形態組合は、同じく施設森林組合、公法人形態組合は財産区に相当する<sup>2)</sup>ものである。したがって、私法人組合においては、森林所有権は各組合員で

維持され、組合は経営実行上の課題を代行する。

#### 4. 森林組合の目的

森林組合の目的は、連邦森林法に示されている。①経営計画、②販売、③保護、開墾、改良、育林作業、④林道建設、⑤伐採、運搬作業、⑥機械と設備、の中から1~2を選択することができる。しかし、これらは目的というよりは、事業というべきものである。フライブルク大学のE. Niesslein教授は、森林組合の目的を体系的に述べ<sup>3)</sup>、上位目的と下位目的に分けている。上位目的は、①広く分散した所有構造を強化する(組合政策的目的設定)、②原材料基礎の最善の利用(国民経済的目的設定)、③豊山村空間における地域経済の強化(地域経済的目的設定)、の3点を指摘している。下位目的は、①経営経済的、合理化された技術的な顧慮のもとでの林業経営の質的向上、②市場対応行為の改善、③林業経営の継続的活動のための経済的能力の集中、とし、それらはつぎの内容を含んでいる。①は、森林所有者への専門的な情報提供と啓蒙、土地と数量の、より大きい取引、新しい技術的、経営組織的な可能性の開始、共同による作業過程の受託、②は、木材供給の質的改善(選別、貯蔵など)、需給状況下の生産者のよりよい敏速な適応、供給量の増大による市場構造の単純化、木材業の保護政策の計画的軽減、③は、共同的な取り扱い、売却施設の建設、林業労働企画の実行への協力、加工工場の建設、である。しかし、連邦森林法で示されているように、限定的な課題をもつことができるため、林道建設組合、木材販売組合、トラクター組合などの専門的組合の設立も可能である。私法人組合と公法人組合は目的は同じであるが、後者は統一的な施業計画の共同実行はできない<sup>4)</sup>。

#### 5. 森林組合の設立

森林組合は、連邦森林法または州法にもとづいて設立されるが<sup>4)</sup>、森林法によらない組合も多い。1961年3月制定の、森林組合に関する連邦法は森林組合を私法人森林組合(Forstbetriebsgemeinschaft)、公法人森林組合(Forstbetriebsverbände)、森林組合連(Forstwirtschaftliche Vereinigungen)の3つに

分けている。この法律は1975年5月公布の連邦森林法の第3章となった。私法人森林組合は民法上の団体で、一定の条件を満たしておれば州法の指定する当該官庁によって認可される。公法人森林組合は私法人組合が成立しないような、遺産の均分相続などによって極端に零細化した森林が存在する地域、つまり重大な構造的欠陥をもつ地域にのみ考えられる。ただ、公法人組合は当該官庁の監督を受けなければならない。森林組合連合会は、私法人森林組合、公法人森林組合、州法によって作られた森林組合、共同体有林を構成員にもつことができるが、各構成員の仕事を支援し、補完するものである。表-3は、森林組合連合会を除く連邦森林法で指定した要件を備え認可された森林組合である(表-3を表-2と較べると、表-3の私有林面積が表-2のそれとはほぼ同じであることは疑問に思われる)。連邦森林法の森林組合は、同法と農業構造改善に関する連邦および州の共通課題に関する法律にもとづいて州からの補助金を受けることができる。

6. むすび

紙幅の関係から、十分に西ドイツ森林組合の在り方を明らかにすることができなかったが、専門的な組合を設立できることが1つの特徴であり、連邦森林法に認定されないと助成対象とならないことが判明した。

引用文献

- (1) K. Hasel, 中村三省訳: 林業と環境, 262 ~ 263, 地球出版, 東京, 1979
- (2) 半田良一: 西ドイツの林業と林政, 森林組合100 44 ~ 45, 1979
- (3) E. Niesslein: Forstliche Zusammenschlüsse als Massnahmen der Regionalen Strukturpolitik, Allgemeine Forstzeitung, 10. Okt. 1976
- (4) K. Hasel, 中村三省訳: 同上, 310 ~ 331

表-1. 西ドイツの私有林面積(1971)

州名	林地面積			私有林経営数				平均森林面積 ha/経営
	全面積 ha	私有林面積 ha	%	合計	10ha以下	10~500ha	500ha以上	
Baden-Württemberg	1,253,877	412,753	32.9	97,875	92,914	4,901	60	4.22
Bayern	2,286,271	1,145,377	50.1	247,158	226,334	20,714	110	4.63
Berlin	7,909	29	0.4	7	7	-	-	4.14
Bremen	755	529	70.1	84	74	10	-	6.30
Hamburg	5,337	954	17.9	188	164	24	-	5.07
Hessen	819,807	188,538	23.0	22,442	21,213	1,178	51	8.40
Niedersachsen	928,160	395,639	42.6	48,149	39,885	8,238	26	8.22
Nordrhein-Westfalen	773,995	433,774	56.0	61,250	55,182	5,994	74	7.08
Rheinland-Pfalz	710,310	101,229	14.2	38,611	37,857	740	14	2.62
Saarland	78,315	10,120	12.9	2,822	2,749	71	2	3.59
Schleswig-Holstein	136,198	68,980	50.6	10,846	10,199	632	15	6.36
合計	7,000,934	2,757,922	39.4	529,432	486,578	42,502	352	5.21

注) Der Forst- und Holzwirt, P 5 Okt 1983

表-2. 西ドイツの森林組合の概況(1970)

州名	旧型組合		近代型組合(私法人組合)			近代型組合(公法人組合)		
	組合数	森林面積 ha	組合数	組合員数 人	森林面積 ha	組合数	組合員数 人	森林面積 ha
Bayern	597	29,600	250	60,000	350,000	116	?	5,600
Baden-Württemberg	161	17,200	1,268	18,000	210,000	14	300	100
Rheinland-Pfalz	210	?	850	80,000	80,000	15	6,500	?
Hessen	339	30,300	223	6,900	16,700	-	-	-
Nordrhein-Westfalen	458	50,000	463	22,100	113,000	78	6,000	16,000
Niedersachsen	930	84,000	60	14,000	210,200	39	9,300	56,900
Schleswig-Holstein	11	9,100	27	2,100	15,900	44	1,900	5,700
Saarland	25	3,000	-	-	-	-	-	-
合計	2,731	223,200	3,141	203,100	995,800	306	24,000	84,300

注) 半田良一: 西ドイツの林業と林政IV, 森林組合100, 44-45, 1978

表-3. 西ドイツにおける連邦法認定森林組合(1976)

(Zusammenschlüsse in der Bundesrepublik Deutschland)

州名	森林組合	私法人組合	組合員 人	森林面積 ha	私有林面積 ha	500ha以下の割合%
Baden-Württemberg	223	54	12,916	245,000	114,000	40
Bayern	155	148	58,679	656,000	515,000	40
Rheinland-Pfalz	149	49	10,083	78,000	47,000	52
Hessen	358	312	11,281	206,000	97,000	90
Nordrhein-Westfalen	583	583	35,836	186,000	178,000	46
Niedersachsen	152	148	23,910	341,000	329,000	68
Schleswig-Holstein	62	60	4,058	25,000	22,000	42
合計	1,582	1,354	156,763	1,737,000	1,302,000	53

注) Allgemeine Forstzeitung, 10. Okt. 1976から作成